消表対第 1 4 6 1 号 平成 2 8 年 1 1 月 7 日

消費者委員会 委員長 河上 正二 殿



諮 問 書

家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第11条の規定に基づき、 下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条第1項の規定に基づき定める家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の変更について

(繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)、合成樹脂加工品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第671号)、電気機械器具品質表示規程(平成9年通商産業省告示第673号)及び雑貨工業品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第672号)の全部改正)

以上

